

マンホール蓋特記仕様書

- 本特記仕様書に規定するマンホール蓋は、下記のとおりである。
 - マンホール蓋φ600mm (T-25、T-14、T-8)
 - 小型マンホール保護鉄蓋φ400mm (T-14、T-8)
 - 小口径汚水柵蓋φ210mm (宅内/歩道用、車道用)
 - 耐スリップ性マンホール蓋φ600mm (T-25、T-14)
 - φ350mm 鋳鉄製柵蓋
- 購入に関しては、本市の仕様を満たすとともに、本市の認定を受けた製造業者で製作されたものを使用すること。現在、本市の工場検査を受け認定されている製造業者は下表のとおりである。上記マンホール蓋は特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている場合があるが、本市の認定は本市の指定する条件を満たし、対象製品に関して責任を負うことができる製造業者であるかの認定であり、特許権等に対する認定ではないので注意すること。

(令和元年9月11日現在)

蓋種類 認定業者	グラウンドマンホール・φ600 (T-25, T-14, T-8)	耐スリップ性グラウンドマンホール・φ600 (T-25, T-14)	小型マンホール保護鉄蓋 φ400 (T-14, T-8)	小口径汚水柵保護蓋 (宅内/歩道用, 車道用)	小型マンホール用底板	φ350 鋳鉄製柵蓋
日之出水道機器(株)	○	○	○	○	○	○
虹 技 (株)	○	○	○	○		
北 勢 工 業 (株)	○	○	○	○	○	
(株) 荒 木 製 作 所	○	○	○	○		
長 島 鋳 物 (株)	○	○				

- 本市認定書を添付した承諾願を本市に提出し、承諾を得たうえで使用すること。
- その他の事項については、本市監督員の指示に従うこと。

【 参 考 】

(1) 蓋の規格による使用区分については以下を標準とする。

T-25 : 車道幅員 5.5m 以上の道路 (例 : 車線数 2 以上)

※但し、車道幅員が 5.5m 未満でも、一方通行道路等で大型車両の通行があり交通量の多い道路は適用対象

T-14 : 車道幅員 5.5m 未満の片側一車線しか確保できないような道路

T-8 : 歩道部

(2) 耐スリップマンホール蓋は、T-25、T-14 設置個所の内、以下の条件の下で設置する。

① T-25 マンホール蓋に関する条件

- ・ 交差点及び交差点への流入部 (交差点手前 80m までの範囲内)
- ・ 縦断勾配が 6% 以上の道路の下り車線
- ・ その他、特に必要と判断される個所

② T-14 マンホール蓋に関する条件

- ・ 縦断勾配が 6% 以上の道路の下り車線
- ・ その他、特に必要と判断される個所